

平成26年9月30日

伊賀市長  
岡本 栄様

東部地域住民自治協議会

会長 今高

芭蕉街商店会

会長 米岡



### 防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例の要望書

国の平成25年度補正商店街まちづくり事業の補助(総事業費の2/3の補助)を受け、防犯カメラを設置する事になりました。

伊賀市におきましても、商店会負担額の1/2の助成を9月議会の補正予算で無事法案が承認されました。しかし、防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例が伊賀市には制定されていません。

防犯カメラは犯罪被害の未然防止、犯罪の予防等の有用性が認められていることから、今後、市内においても公共の場所に向けられた防犯カメラが設置されていくことが予想されます。個人の権利利益(プライバシー)を守る条例が制定されていない事は大きな問題です。そこで、伊賀市も公共の場所に向けられた防犯カメラの有用性に配慮しつつ、市民等の権利利益(プライバシー)を保護することを目的とした、防犯カメラの設置及び利用に関する条例の制定をすみやかにして頂きたく、謹んで要望致します。